

申請漏れを防止するために行っている高額療養費の勧奨通知の対象から

精神疾患、未就学児を一律に除外する取扱いの改善（あっせん）

中国四国管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、当局の行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学教授）に諮り、その意見を踏まえ、平成 24 年 8 月 30 日、高額療養費の申請漏れを防止するための勧奨通知の対象範囲の適正化等について、全国健康保険協会広島支部、岡山支部、山口支部及び鳥取支部にあっせんしました。

【本件のきっかけとなった行政相談】

私の夫の弟は、5年ほど前から精神疾患で入院しており、父親の死亡により、平成 19 年 12 月から夫（全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者）の被扶養者となった。

それ以降、夫の弟の高額療養費について、私が全国健康保険協会広島支部から送付されてくる勧奨通知（申請書）を受けて申請手続を行っていた。

しかし、同支部は、過去 2 年間ほど、精神疾患に係る高額療養費について勧奨通知を送付することを中止し、その旨の連絡もしてこなかった。また、勧奨通知が中止された時期に私の夫が入院するなどの慌ただしいことが重なったため、夫の弟の高額療養費の申請をしばらく失念していた。

ところが、平成 24 年 2 月に、平成 23 年 7 月診療分に係る勧奨通知が届き、これをきっかけに、それ以前の高額療養費についても年金事務所に相談した結果、平成 22 年 2 月以降の高額療養費については遡って申請できたが、平成 21 年 6 月から 22 年 1 月までの診療に係る高額療養費については、2 年の消滅時効により、受給できないと言われた。

私は、これまで、全国健康保険協会広島支部から送付される勧奨通知を頼りにして高額療養費の申請を行っていたのに、何の連絡もなく送付されなくなったため、高額療養費の申請を行う機会を逸したものであり、時効を理由に受給できないと言われても納得できない。

【あっせん内容】

全国健康保険協会広島支部、岡山支部、山口支部及び鳥取支部は、高額療養費の申請漏れを防止する観点から行っている勧奨通知について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 広島支部が被保険者に周知しないまま精神疾患を高額療養費の勧奨通知の対象から除外したことにより、それまで勧奨通知（申請書）を頼りに申請していた相談者が勧奨通知が来なくなったことから申請を失念し、一部の期間の高額療養費が時効により受給できなくなったとする本件行政相談について、広島支部の事務処理に不適切な点があったことを斟酌し、全国健康保険協会本部と協議の上、対応策を検討すること。また、その結果及び理由を相談者に回答すること【全国健康保険協会広島支部】
- ② 精神疾患を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと【全国健康保険協会岡山支部】

- ③ 未就学児を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと
【全国健康保険協会広島支部、岡山支部及び山口支部】
- ④ 中学生以下を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと
【全国健康保険協会鳥取支部】
- ⑤ 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由を被保険者に周知すること
【全国健康保険協会広島支部、岡山支部、山口支部及び鳥取支部】

【制度の概要、調査結果等】

- ① 全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険等を所管）は、国（旧社会保険庁）の通知に基づき、高額療養費の申請漏れ防止の徹底を期するため、診療から相当期間が経過しても高額療養費の申請のない者に対し、勧奨通知（高額療養費の申請書の送付）を行っている。
- ② 全国健康保険協会広島支部は、過去の一時期（平成22年1月から24年1月までの通知分（平成21年6月から23年6月までの診療分））において、精神疾患に係るレセプトについては、高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いとし、かつ、その旨を被保険者に周知していなかった（平成24年2月通知分から再び対象とする取扱いに変更）。本件の相談者は、勧奨通知を頼りに支給申請を行ってきた結果、広島支部が精神疾患について勧奨通知を中断していた期間において申請を失念し、平成21年6月から22年1月までの8か月分、約46万円の高額療養費の受給権を2年の時効により喪失している。
- ③ 全国健康保険協会岡山支部では、平成22年12月から調査日現在まで、精神疾患を勧奨通知の対象から除外する取扱いとしており、その旨を被保険者に周知していない。
- ④ 全国健康保険協会広島支部、岡山支部及び山口支部は、未就学児は自治体が行う乳幼児医療費助成を受けている可能性が高いとして、未就学児を一律に勧奨通知の対象から除外する取扱いを行っている。また、同協会鳥取支部は、鳥取県内の全市町村では中学生以下を対象に医療費助成事業を行っており、当該事業による助成を受けている可能性が高いとして、中学生以下を一律に勧奨通知の対象から除外する取扱いを行っている。

【推進会議の意見を踏まえたあっせん理由】

- ① 高額療養費は申請に基づき支給されるものであり、相談者はこの制度を承知していたことから、時効により一部の受給権が消滅したことについて相談者に落ち度がなかったとは言いきれないが、次のとおり、広島支部の事務処理にも不適切な点があったものと認められる。
 - i 広島支部は、高額療養費の勧奨通知の対象から精神疾患を除外した理由の一つとして、自治体を実施する医療費助成事業（重度心身障害者医療費助成等）の利用の有無等をレセプトによっては正確に判別できないことを挙げているが、広島県では平成22年4月以降の診療月のレセプトから自治体の実施する医療費助成事業の利用の有無や事業の種別等が分かるようになった。このため、同年同月のレセプトを対象に高額療養費の勧奨通知を行う平成22年12月の時点において、精神疾患を勧奨通知の対象から除外する取扱いを改める

ことが可能であったにもかかわらず、再び精神疾患を勧奨通知の対象に含めるようにしたのは平成24年2月の通知以降であること

(仮に、平成22年12月の時点で勧奨通知が再開されていれば、相談者は時効により受給権を喪失した期間の高額療養費についても遡及申請できた可能性が高い。)

ii 一般的に、手続やサービス内容を変更する場合には、その内容や理由等を利用者に周知することが望ましい上に、高額療養費の勧奨通知は、申請漏れを防止する趣旨で行われているものであることから、手続等の内容を変更する場合にはその旨を被保険者に周知する必要性が一層高いものと考えられる。しかし、広島支部は、平成22年1月から精神疾患を高額療養費の勧奨通知の対象から除外したにもかかわらず、その旨を被保険者に周知しておらず、また、精神疾患を勧奨通知の対象から除外することにより申請漏れがどの程度増加したか等について調査・分析していない。

② 全国健康保険協会岡山支部が高額療養費の勧奨通知の対象から精神疾患を一律に除外している取扱いについては、次のような状況から合理的理由は認められない。

i 岡山支部は、高額療養費の勧奨通知の対象から精神疾患を除外する理由として、自治体の実施する医療費助成事業（重度心身障害者医療費助成等）の利用の有無等をレセプトによっては正確に判別できないことを挙げているが、岡山県では、平成18年10月以降、医療機関から社会保険診療報酬支払基金を通じて岡山支部に送付されるレセプトには、公費負担がある場合は公費負担者番号が記載されるため、自治体の実施する医療費助成事業の利用の有無や助成の種別等が分かる仕組みとなっていること

ii 中国5県の全国健康保険協会支部のうち鳥取支部、島根支部及び山口支部は、高額療養費の勧奨通知の対象について、重度心身障害者医療費助成の利用者であることがレセプトにより確認できる場合にはこれを除外しているが、自治体の実施する医療費助成事業を利用したか否かがレセプトから判別できないケースについては助成事業の利用者である可能性があることをもって一律に除外する理由にはならないとして、これまで精神疾患を高額療養費の勧奨通知から除外する取扱いを行ったことはないとしていること

iii 抽出調査した12健康保険組合においても、精神疾患を勧奨通知等から除外する取扱いを行っている組合はないこと等

③ 全国健康保険協会広島支部、岡山支部及び山口支部が高額療養費の勧奨通知の対象から未就学児を一律に除外する取扱いを行っていること、並びに鳥取支部が勧奨通知の対象から中学生以下を一律に除外する取扱いを行っていることについては、次のような状況から合理的理由は認められない。

i 広島、岡山、山口及び鳥取の各支部では、自県分のレセプトについては、乳幼児・児童医療費助成の対象者であるか否かが判別でき、当該事業による助成を利用していない者を識別できること

ii 乳幼児・児童医療費助成の対象に所得制限を設けている市町（広島県及び山口県内市町）があり、必ずしも対象年齢の乳幼児・児童全員が医療費助成の対象となるわけではないこと

iii 被保険者等の自己負担額が高額療養費の支給要件に該当する場合、自治体の実施する医療費助成の対象は高額療養費（保険者負担）を除く額となる。乳幼児・児童医療費助成は医療機関において現物給付（注）の形で行われる場合が多く、その場合には、被保険者が高額療養費の申請を行うことはないが、県外の医療機関で受診した場合や助成手続を行う前に受診した場合などには、被保険者は医療機関の窓口で一旦自己負担分の医療費（医療費合計額の2割又は3割）を立て替えた上で公費助成の手続と併せ、高額療養費の申請を保険者に対し行うこととなること等

（注）助成対象者に医療そのものを給付することにより助成する方法で、乳幼児・児童医療費助成を現物給付で受けた場合、被保険者は自己負担なし又は数百円程度の負担額で医療を受けられる。